

令和 8 年度食事提供サービス継続補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 食事提供サービス継続補助金（以下「補助金」という。）は、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号。以下「財務規則」という。）及び秋田県健康福祉部長寿社会課関係補助金等交付要綱に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 公定価格により運営されており、食材料費の上昇による影響を価格転嫁できないこと等により厳しい運営状況にある介護事業所・施設を支援することで、食事提供サービスを円滑に継続することを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 介護事業所・施設

(補助対象施設)

第 4 条 申請日時点で運営を継続している別表に掲げる施設とする。

(補助基準額)

第 5 条 サービス種別ごとの基準額は、別表に定める額とする。なお、基準日は令和 7 年 4 月 1 日とする（基準日の翌日以降に新規開始した介護事業所・施設については、令和 8 年 4 月 1 日を基準日とする）。

(申請及び実績報告)

第 6 条 この補助金の交付を申請する者は、様式第 1 号による申請書（財務規則第 24 条の規定による）及び実績報告書（財務規則第 255 条の規定による）を令和 8 年 9 月 30 日まで知事に提出するものとする。

(変更手続)

第 7 条 事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更（補助事業の 20% 以内の軽微な変更を除く。）して追加交付等の申請を行う場合には、別紙様式第 2 号による申請書に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第 8 条 知事は、この補助金について、事業者から第 6 条による申請手続又は第 7 条による変更手続があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、交付すべき額の交付決定を行い、財務規則第 250 条の規定により交付決定の通知をするも

のとする。

（不支給決定通知書）

第9条 知事は、前条の申請を審査し、補助金を支給することが不相当と認めるときは、補助金の不支給を決定し、食事提供サービス継続補助金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第10条 知事は、補助事業の実施に関して、補助対象者に対し、報告を求めることができる。

（不当利益の返還）

第11条 知事は、補助金の支給を受けた後に申請に係る対象施設が支給要件に該当しないことが明らかとなった者又は申請内容を偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けた者に対して、すでに支給した補助金の返還を求めるものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月3日から施行する。

別表 食材料費助成に関する補助対象及び補助基準額

区分	サービス種別	基準額
入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム	定員1名当たり7,800円に基準日時点の定員数を乗じた額
複合系	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	宿泊サービス定員1名当たり7,800円に基準日時点の定員数を乗じた額＋通いサービス定員1名当たり2,600円に基準日時点の定員数を乗じた額
通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション	定員1名当たり2,600円に基準日時点の定員数を乗じた額

備 考

- 1 利用者に食事提供している施設に限る（おやつや飲み物のみの提供は除く。）。
- 2 空床利用型の短期入所生活介護事業所、医療系サービスみなし指定事業所は補助対象外とする。
- 3 各介護予防サービスは補助対象外とする。
- 4 複数のサービス種別を運営している事業所等は、サービス種別ごとの基準額を合算できることとする。
- 5 同一市町村内で複数の施設を運営している場合は、各事業所の基準額を合算できることとする。
- 6 新規開始により、令和8年4月から7月の運営期間が3か月以下となる場合は、表の基準額に運営月数（月の半分以上の日数を運営している月は運営月数に含める）を乗じて4で除した額を基準額とする。なお、感染症患者等の発生により、事業所等を臨時休業した場合等については、休止には含まないこととする。また、基準額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てることとする。